

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の7（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第43条（特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p>	<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の7（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第43条（特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p>

第43条の2（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

第43条の3（特定中核的民間施設等の特別償却）関係

第44条（地震防災対策用資産の特別償却）関係

第44条の2（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係

第44条の3（開発研究用設備の特別償却）関係

第44条の4（事業革新設備の特別償却）関係

第44条の6（特定電気通信設備等の特別償却）関係

第44条の7（商業施設等の特別償却）関係

第44条の8（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係

第44条の9（再商品化設備等の特別償却）関係

第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係

第46条（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）関係

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

第2款 対象となる資産の範囲等

第46条の2（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係

第46条の3（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係

第46条の4（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係

第47条（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係

第47条の2（特定再開発建築物等の割増償却）関係

第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係

第50条（植林費の損金算入の特例）関係

第43条の2（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

第43条の3（特定中核的民間施設等の特別償却）関係

第44条（地震防災対策用資産の特別償却）関係

第44条の2（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係

第44条の3（開発研究用設備の特別償却）関係

第44条の4（事業革新設備の特別償却）関係

第44条の5（特定余暇利用施設の特別償却）関係

第44条の6（特定電気通信設備等の特別償却）関係

第44条の7（商業施設等の特別償却）関係

第44条の8（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係

第44条の9（再商品化設備等の特別償却）関係

第44条の10（特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却）関係

第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係

第46条（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）関係

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

第2款 対象となる資産の範囲等

第46条の2（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係

第46条の3（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係

第46条の4（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係

第47条（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係

第47条の2（特定再開発建築物等の割増償却）関係

第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係

第50条（植林費の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第52条（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係 第52条の3（準備金方式による特別償却）関係</p>	<p>第52条（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係 第52条の3（準備金方式による特別償却）関係</p>
<p>第2章 準備金等</p>	<p>第2章 準備金等</p>
<p>第55条～第57条の8（共通事項）関係</p>	<p>第55条～第57条の8（共通事項）関係</p>
<p>第55条（海外投資等損失準備金）関係</p>	<p>第55条（海外投資等損失準備金）関係</p>
<p>第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係</p>	<p>第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係</p>
<p>第55条の6（特定災害防止準備金）関係</p>	<p>第55条の6（特定災害防止準備金）関係</p>
<p>第56条（特定都市鉄道整備準備金）関係</p>	<p>第56条（特定都市鉄道整備準備金）関係</p>
<p>第56条の2（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p>	<p>第56条の2（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p>
<p>第56条の3（ガス熱量変更準備金）関係</p>	<p>第56条の3（ガス熱量変更準備金）関係</p>
<p>第57条（電子計算機買戻損失準備金）関係</p>	<p>第57条（電子計算機買戻損失準備金）関係</p>
<p>第57条の2（日本国際博覧会出展準備金）関係</p>	<p>第57条の2（日本国際博覧会出展準備金）関係</p>
<p>第57条の3（使用済核燃料再処理準備金）関係</p>	<p>第57条の3（使用済核燃料再処理準備金）関係</p>
<p>第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係</p>	<p>第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係</p>
<p>第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p>	<p>第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p>
<p>第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p>	<p>第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p>
<p>第57条の7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係</p>	<p>第57条の7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係</p>
<p>第57条の8（特別修繕準備金）関係</p>	<p>第57条の8（特別修繕準備金）関係</p>
<p>第57条の9（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p>	<p>第57条の9（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p>
<p>第3章 削 除</p>	<p>第3章 削 除</p>
<p>第4章 鉱業所得の課税の特例</p>	<p>第4章 鉱業所得の課税の特例</p>
<p>第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p>第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>

第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第7章 農業生産法人の課税の特例

第61条の2（農用地利用集積準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第7章 農業生産法人の課税の特例

第61条の2（農用地利用集積準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

改 正 後	改 正 前
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例	第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例
第64条～第65条の14（共通事項）関係	第64条～第65条の14（共通事項）関係
第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係	第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係
第1款 収用等の範囲	第1款 収用等の範囲
第2款 補償金の範囲等	第2款 補償金の範囲等
第3款 圧縮記帳等の計算	第3款 圧縮記帳等の計算
第4款 収用証明書等	第4款 収用証明書等
第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係	第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係
第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係	第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係
第1款 対象資産の範囲等	第1款 対象資産の範囲等
第2款 事業の用に供したことの意義等	第2款 事業の用に供したことの意義等
第3款 圧縮限度額の計算等	第3款 圧縮限度額の計算等
第4款 特別勘定	第4款 特別勘定
第5款 その他	第5款 その他
第65条の11及び第65条の12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある	第65条の11及び第65条の12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある

土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係
第65条の15《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例》 関係

第11章 現物出資の場合の課税の特例

第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係

第12章 国外関連者との取引に係る課税の特例

第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 取引単位営業利益法の適用

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第7款 申告調整等

第8款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の

土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係

第11章 現物出資の場合の課税の特例

第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係

第12章 国外関連者との取引に係る課税の特例

第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第6款 申告調整等

第7款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の

改 正 後	改 正 前
特例) 関係	特例) 関係
<p>第15章 その他の特例</p> <p>第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係 第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第66条の12《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係 第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係 第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第67条の5《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係 第67条の8《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係 第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係 第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係</p>	<p>第15章 その他の特例</p> <p>第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係 第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係 第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係 第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係 第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係 第67条の8《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係 第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係 第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係</p>

二 第42条の5～第48条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定設備等の特別償却の計算）</p> <p>42の5～48共 - 1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項から第3項まで、第43条から</p>	<p>（特定設備等の特別償却の計算）</p> <p>42の5～48共 - 1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項から第3項まで、第43条から</p>

第44条の4まで、第44条の6から第45条の2まで及び第46条の2から第48条まで……………

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

42の5～48共-2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項、第44条の4及び第44条の6から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21、第68条の23から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36までの規定を含む。)……………

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

42の5～48共-4 措置法第42条の5から第42条の7まで、第42条の10から第44条の4まで、第44条の6から第45条の2までの規定及び第47条から第48条まで……………
 (注1 ……………
 2 ……………

第45条の2まで及び第46条の2から第48条まで……………

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

42の5～48共-2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項及び第44条の4から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36までの規定を含む。)……………

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

42の5～48共-4 措置法第42条の5から第42条の7まで、第42条の10、第42条の11(第3項の規定を除く。)、第43条から第45条の2までの規定及び第47条から第48条まで……………
 (注1 ……………
 2 ……………

三 第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の5-1 法人が、<u>措置法第42条の5第2項</u>に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を同条第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定め</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の5-1 法人が、<u>措置法第42条の5第1項第4号又は第2項</u>に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を同条第1項かっこ書に規定する製造業、建設</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>42の5 - 2 <u>削 除</u></p> <p>42の5 - 3 <u>削 除</u></p> <p>42の5 - 4 <u>削 除</u></p>	<p>業その他政令で定める事業（以下42の5 - 4までにおいて「対象事業」という。）の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p><u>（事業の判定）</u></p> <p>42の5 - 2 <u>措置法第42条の5第1項第4号に規定する法人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p> <p><u>注 措置法規則第20条の2第1項第5号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693駐車場業」、「中分類72宿泊業」、「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」、「中分類79協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Qサービス業（他に分類されないもの）」（旅行業を除く。）に分類する事業が該当する。</u></p> <p><u>（その他これらに類する事業に含まれないもの）</u></p> <p>42の5 - 3 <u>措置法規則第20条の2第1項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように、一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</u></p> <p><u>（対象事業とその他の事業とに共通して使用されるエネルギー需給構造改革推進設備等）</u></p> <p>42の5 - 4 <u>措置法第42条の5第1項第4号に規定する法人が、対象事業とその他の事業とを営む場合において、その取得又は製作をした機械その他の減価償却資産をそれぞれの事業に共通して使用しているときは、その全部を対象事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。</u></p>

42の5 - 6 削除

(附属機器等の同時設置の意義)

42の5 - 7 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号の別表.....

(圧縮記帳をしたエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額)

42の5 - 6 措置法令第27条の5第9項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が200万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械その他の減価償却資産が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

42の5 - 7 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号及び通商産業省告示第145号の別表.....

四 第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前					
<p>(農林業用の機械及び装置)</p> <p>42の6 - 1の2 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第42条の6の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下42の6 - 1の2において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">別 表 第 七 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクタ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">} 全 部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">耕うん整地用機 具 耕土造成改良用機 具 栽培管理用機 具</td> </tr> </tbody> </table>	別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクタ	} 全 部	耕うん整地用機 具 耕土造成改良用機 具 栽培管理用機 具	<p>(新 設)</p>
別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの					
電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクタ	} 全 部					
耕うん整地用機 具 耕土造成改良用機 具 栽培管理用機 具						

改 正 後	改 正 前						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防除用機 穀類収穫調整用機 飼料作物収穫調整用機 果樹、野菜又は花き収穫調整用機 その他の農作物収穫調整用機</td> <td style="padding: 2px;">動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">農産物処理加工用機 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機 養蚕用機 造林又は伐木用機</td> <td style="padding: 2px;">動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の機</td> <td style="padding: 2px;">精米機及び精麦機</td> </tr> </table>	防除用機 穀類収穫調整用機 飼料作物収穫調整用機 果樹、野菜又は花き収穫調整用機 その他の農作物収穫調整用機	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの	農産物処理加工用機 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機 養蚕用機 造林又は伐木用機	動力により作動するもの	その他の機	精米機及び精麦機	
防除用機 穀類収穫調整用機 飼料作物収穫調整用機 果樹、野菜又は花き収穫調整用機 その他の農作物収穫調整用機	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの						
農産物処理加工用機 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機 養蚕用機 造林又は伐木用機	動力により作動するもの						
その他の機	精米機及び精麦機						
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の6 - 2120万円以上..... (注)120万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の6 - 3120万円以上.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の6 - 2100万円以上..... (注)100万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の6 - 3100万円以上.....</p>						

五 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7 - 1</p>	<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7 - 1</p>

.....措置法規則第20条の3第1項又は第6項.....

(注)

(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)

42の7 - 4措置法第42条の7第1項第4号.....

(注)(同項第4号に係るものに限る。)...(同条第1項第4号に係るものに限る。)...

(主たる事業でない場合の適用)

42の7 - 5措置法第42条の7第1項第2号から第4号まで...

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

42の7 - 7

(注) 同項第7号口.....

.....措置法規則第20条の3第1項又は第5項.....

(注)

(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)

42の7 - 4措置法第42条の7第1項第3号.....

(注)(同項第3号に係るものに限る。)...(同条第1項第3号に係るものに限る。)...

(主たる事業でない場合の適用)

42の7 - 5措置法第42条の7第1項第2号又は第3号.....

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

42の7 - 7

(注) 同項第6号口.....

六 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>431) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第28条第10項.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>431) - 2</p> <p>.....措置法令第28条第11項.....</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>431) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第28条第9項.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>431) - 2</p> <p>.....措置法令第28条第10項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>431) - 4 <u>同条第 8 項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>431) - 5 <u>措置法令第28条第 8 項</u>.....</p> <p>(中小企業者等以外の法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>432) - 1 の 2<u>措置法令第28条第 3 項</u>.....</p> <p>(新增設設備の範囲)</p> <p>432) - 1 の 3 <u>措置法令第28条第 3 項</u>.....<u>同条第 4 項</u>..... ...<u>同条第 3 項</u>.....<u>同条第 4 項</u>..... (1) (2) 注)<u>措置法規則第20条の 6 第 3 項第 2 号口及び第 6 項第 2 号口</u>.....</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>433) - 1 <u>措置法令第28条第 7 項</u>..... 注)</p> <p>(航空機の範囲)</p> <p>434) - 1</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>431) - 4 <u>同条第 7 項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>431) - 5 <u>措置法令第28条第 7 項</u>.....</p> <p>(中小企業者等以外の法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>432) - 1 の 2<u>措置法令第28条第 2 項</u>.....</p> <p>(新增設設備の範囲)</p> <p>432) - 1 の 3 <u>措置法令第28条第 2 項</u>.....<u>同条第 3 項</u>..... ...<u>同条第 2 項</u>.....<u>同条第 3 項</u>..... (1) (2) 注)<u>措置法規則第20条の 6 第 2 項第 2 号口及び第 5 項第 2 号口</u>.....</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>433) - 1 <u>措置法令第28条第 6 項</u>..... 注)</p> <p>(航空機の範囲)</p> <p>434) - 1</p>

七 第44条の5（特定余暇利用施設の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第44条の5（特定余暇利用施設の特別償却）関係
(廃 止)	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の5 - 1 措置法令第28条の8第2項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物（以下44の5 - 3までにおいて「建物等」という。）の取得価額の合計額が1億3千万円以上であるかどうかは、措置法規則第20条の10第2項各号に掲げるそれぞれの施設（当該施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。）ごとに判定するのであるから、例えば、一の建物等が同項第2号に掲げる劇場と博物館とから成る場合には、それぞれの施設ごとに判定することに留意する。</p> <p><u>注</u> 例えば、複数のテニスコートが一体として整備される庭球場又は大小複数のプールが一体として整備される水泳場は、一の施設として取り扱う。</p>
(廃 止)	<p>(圧縮記帳をした建物等の取得価額)</p> <p>44の5 - 2 建物等の取得価額の合計額が1億3千万円以上であるかどうかを判定する場合において、その建物等が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>
(廃 止)	<p>(附属施設等の意義)</p> <p>44の5 - 3 措置法規則第20条の10第2項に規定する「当該施設に専ら附属する施設として設置するもの」（以下44の5 - 3において「附属施設」という。）</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>は、同項各号に掲げるそれぞれの施設とともに取得等をする場合における附属施設に限られることに留意する。</p> <p>措置法令第28条の8第2項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</p>

八 第44条の7（商業施設等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>44の7 - 4 削 除</p> <p>（床面積の意義）</p> <p>44の7 - 12 措置法令第28条の10第8項に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p>	<p><u>（圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額）</u></p> <p>44の7 - 4 措置法令第28条の10第10項に規定する商業基盤施設の取得又は建設に必要な資金の額が10億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該商業基盤施設が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>（床面積の意義）</p> <p>44の7 - 12 措置法令第28条の10第9項又は第19項に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p>

九 第44条の10（特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
（廃止）	<p><u>第44条の10（特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却）関係</u></p>
（廃止）	<p><u>（事業の判定）</u></p>

44の10 - 1 法人の営む事業が措置法第44条の10第1項に規定する事業（以下「輸入関連事業」という。）に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

（廃止）

（主たる事業でない場合の適用）

44の10 - 2 法人の営む事業が輸入関連事業に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

（廃止）

（工場用等の建物及びその附属設備の意義）

44の10 - 3 措置法令第28条の13第3項第1号に規定する工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

なお、同項第2号から第5号に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても同様とする。

(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

（廃止）

（工場用、作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定）

44の10 - 4 一の建物が工場用、作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第44条の10第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。

(1) 工場用、作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難である場合は、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分である場合は、その全部が工場用、作業場用等に供されているものとする</u>ことができる。</p> <p>(圧縮記帳をした輸入関連事業用資産の取得価額)</p> <p>44の10 - 5 <u>措置法令第28条の13第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,500万円(当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかを判定する場合において、その一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p>(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>44の10 - 6 <u>措置法第44条の10第1項の適用上、輸入関連事業用資産で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかは、その新設に係る事業計画ごとに判定する。</u></p> <p><u>措置法令第28条の13第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,500万円(当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかの判定についても同様とする。</u></p>
(廃 止)	<p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>44の10 - 7 <u>一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産でその取得価額の合計額が10億円を超えるものを2以上の事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて10億円を</u></p>

超えることとなる事業年度（以下44の10 - 7において「超過事業年度」という。）における措置法第44条の10第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の輸入関連事業用資産の取得価額は、次の算式による。

（算式）

$$10\text{億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度（注1）において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額（注2）}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}} \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}}$$

注1 その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。

2 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

十 第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（生産等設備の範囲）</p> <p>45 - 1 措置法令第28条の13第2項.....<u>同条第6項、第8項、第10項、第12項若しくは第13項</u>.....</p> <p>（一の生産等設備の取得価額基準の判定）</p> <p>45 - 2の2 措置法令第28条の13第2項.....<u>2,500万円又は1,000万円を超えるかどうかについては</u>.....</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p>	<p>（生産等設備の範囲）</p> <p>45 - 1 措置法令第28条の14第2項.....<u>同条第3項、第8項、第10項、第12項、第14項若しくは第15項</u>.....</p> <p>（一の生産等設備の取得価額基準の判定）</p> <p>45 - 2の2 措置法令第28条の14第2項.....<u>2,800万円又は1,000万円若しくは2,500万円を超えるかどうかについては</u>.....</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>45 - 3 措置法令第28条の13第2項.....2,500万円又は1,000万円を超えるかどうかを判定するときは.....</p> <p>(注)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45 - 6</p> <p>措置法令第28条の13第9項、第11項及び第12項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>45 - 9</p> <p>措置法令第28条の13第2項.....2,500万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p>	<p>45 - 3 措置法令第28条の14第2項.....2,800万円又は1,000万円若しくは2,500万円を超えるかどうかを判定するときは.....</p> <p>(注)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45 - 6</p> <p>措置法令第28条の14第4項、第11項、第13項及び第14項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>45 - 9</p> <p>措置法令第28条の14第2項.....2,800万円又は1,000万円若しくは2,500万円を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p>

十一 第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45の2 - 1 措置法令第28条の14第1項又は第2項.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の2 - 2 措置法令第28条の14第1項又は第2項.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45の2 - 1 措置法令第28条の15第1項又は第2項.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の2 - 2 措置法令第28条の15第1項又は第2項.....</p>

(特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

45の2 - 7

.....措置法令第28条の14第5項.....

(注)

(特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

45の2 - 7

.....措置法令第28条の15第5項.....

(注)

十二 第46条の3 (農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>46の3 - 1 法人の営む事業が措置法第46条の3第1項各号に規定する農業又は素材生産業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(農林業用の機械及び装置)</p> <p>46の3 - 2</p> <p>.....46の3 - 2.....</p> <p>(総収入金額)</p> <p>46の3 - 4措置法令第29条の3第11項.....</p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46の3 - 6 措置法令第29条の3第11項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>46の3 - 1 法人の営む事業が措置法第46条の3第1項各号に規定する農業、素材生産業又は林業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(農林業用の機械及び装置)</p> <p>46の3 - 2</p> <p>.....46の3 - 3.....</p> <p>(総収入金額)</p> <p>46の3 - 4措置法令第29条の3第13項.....</p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46の3 - 6 措置法令第29条の3第13項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

改 正 後	改 正 前
(5) (6) 注 1 2 (素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示) 46の3 - 7 措置法令第29条の3第11項 (1) (2) (3) (4) (5) 注 (国の内外にわたって素材生産業を営む場合) 46の3 - 8 措置法令第29条の3第11項 注 1 2	(5) (6) 注 1 2 (素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示) 46の3 - 7 措置法令第29条の3第13項 (1) (2) (3) (4) (5) 注 (国の内外にわたって素材生産業を営む場合) 46の3 - 8 措置法令第29条の3第13項 注 1 2

十三 第47条（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係

改 正 後	改 正 前
(特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲) 47 - 1 特定優良賃貸住宅 （以下「 <u>特定優良賃貸住宅</u> 」という。）	(優良賃貸住宅等の範囲) 47 - 1 優良賃貸住宅 （以下「 <u>優良賃貸住宅</u> 」という。）.....

.....

(各独立部分の範囲)

47 - 2 措置法令第29条の4第1項から第5項まで.....

.....

(注)

(特定優良賃貸住宅等の範囲)

47 - 3

.....特定優良賃貸住宅、.....

47 - 6 削 除

.....

(各独立部分の範囲)

47 - 2 措置法令第29条の4第1項、第2項、第4項又は第7項から第10項まで.....

.....

(注)

(優良賃貸住宅の範囲)

47 - 3

.....優良賃貸住宅、.....

(従業員の居住の用に供されている家屋の範囲)

47 - 6 措置法令第29条の4第4項第1号に規定する「当該法人の従業員の居住の用(当該法人の従業員としての地位に基づくものに限る。)に供されているもの」とは、当該法人がその従業員(役員を含む。以下同じ。)に貸し付けている住宅用区分所有家屋のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その住宅用区分所有家屋の入居資格が当該法人の従業員に限られ、又は当該従業員を優先して入居させることとしている場合の、当該住宅用区分所有家屋
- (2) 当該法人がその従業員以外の者にその住宅用区分所有家屋を貸し付けた場合に通常付せられる家賃の額、敷金の額等の賃貸条件に比して有利な条件で貸し付けているときの、当該住宅用区分所有家屋
- (3) その貸付けを受けた従業員が当該法人を退職した場合にはその住宅用区分所有家屋から退去することを条件に貸し付けているときの、当該住宅用区分所有家屋

改 正 後	改 正 前										
<p>47 - 7 <u>削 除</u></p> <p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47 - 8 <u>措置法第47条第1項</u>.....</p> <p>④注 同条第3項又は第5項.....</p> <p>47 - 9 <u>削 除</u></p>	<p>(賃貸住宅の社宅としての転貸)</p> <p>47 - 7 <u>法人がその有する住宅用区分所有家屋を他の者に貸し付けた場合には、その貸付けを受けた者が当該家屋をその従業員の社宅の用に供しているときであっても、当該家屋については措置法令第29条の4第4項第1号に規定する「当該法人の従業員の居住の用に供されているもの」に該当しないものとする。ただし、当該他の者が当該法人と特殊の関係にあり、その実態が専ら当該他の者のために当該法人が当該家屋を保有していると認められるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47 - 8 <u>措置法第47条第1項第1号</u>.....</p> <p>④注 同項第2号又は同条第3項若しくは第5項.....</p> <p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式)</p> <p>47 - 9 <u>措置法規則第20条の20第4項本文に規定する公募要件に該当する旨を明らかにする書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</u></p> <p>付 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">. . . .</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">法人名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃 貸 す る 共 同 家 屋 の 区 分</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅</td> <td style="text-align: center;">優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅</td> <td></td> </tr> </table>	優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書	事業年度	法人名		賃 貸 す る 共 同 家 屋 の 区 分	1	優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅	優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅	
優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書	事業年度	法人名								
賃 貸 す る 共 同 家 屋 の 区 分	1	優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅	優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅								

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;"><u>優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する 事実を証する明細書の記載の仕方</u></p> <p>1 <u>この明細書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の4第4項に規定する共同家屋の各独立部分の賃貸が公募の方法により行われた旨又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第15条第2項に規定する共同家屋の各独立部分の賃貸が公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。</u></p> <p>2 <u>この明細書は、共同家屋ごとに別行で記載します。</u></p> <p>3 <u>「賃貸する共同家屋の区分1」には、賃貸する共同家屋が措置法令第29条の4第4項に定める優良賃貸住宅又は震災特例法令第15条第2項に定める阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを で囲みます。</u></p> <p>4 <u>「共同家屋の全体の戸数3」には、その共同家屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</u></p> <p>5 <u>「公募の対象とした独立部分4」には、公募の対象とした独立部分の戸数及び室番号（阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅については、その被災者向け部分の戸数及び室番号）を記載します。</u></p> <p>6 <u>「公募の方法5」には、その独立部分について行った公募の方法（阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅については、阪神・淡路大震災の被災者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</u></p> <p>7 <u>「公募を実施した地域7」には、その共同家屋について実施した公募対</u></p>

(床面積の意義)47 - 10 措置法令第29条の4第1項から第5項まで.....**(特定再開発建築物等に特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)**

47 - 12

.....特定優良賃貸住宅又は.....当該特定優良賃貸住宅
部分.....

象地域を、例えば、「東京都特別区域内」、「兵庫県内全域」などのように具体的に記載します。

8 「応募者の範囲9」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。

9 「賃借人の選定方法10」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「平成 年 月 日 の立会いによる公開抽選」、「阪神・淡路大震災の被災者を優先して賃貸」などのように具体的に記載します。

10 「管理人の募集及び選定方法11」には、共同家屋に管理人用の住居として使用する独立部分がある場合には、その独立部分に入居する者の募集方法又は選定方法について記載します。

11 「備考」欄には、上記8による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

(床面積の意義)47 - 10 措置法令第29条の4第1項、第2項及び第7項から第10項まで.....
.....**(特定再開発建築物等に優良賃貸住宅等が含まれる場合)**

47 - 12

.....優良賃貸住宅又は.....当該優良賃貸住宅部分.....
.....

改 正 後	改 正 前
<p>(資本的支出)</p> <p>47 - 13<u>特定優良賃貸住宅</u>.....<u>当該特定優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(敷地の意義)</p> <p>47 - 15 <u>措置法令第29条の4第4項第3号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</p> <p>47 - 16 <u>措置法令第29条の4第4項又は第5項</u>.....</p>	<p>(資本的支出)</p> <p>47 - 13<u>優良賃貸住宅</u>.....<u>当該優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(敷地の意義)</p> <p>47 - 15 <u>措置法令第29条の4第9項第3号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</p> <p>47 - 16 <u>措置法令第29条の4第9項又は第10項</u>.....</p>

十四 第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>47の2 - 4 <u>措置法令第29条の5第6項第2号</u>に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えた昇降機を、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</p> <p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用浴室等又は車いす使用者用客室がある階</u></p> <p>(2) <u>直接地上へ通ずる出入口がある階</u></p>	<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>47の2 - 4 <u>措置法令第29条の5第6項</u>に規定する昇降機が設置されている建築物は、<u>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階(専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)</u>にそのかごが停止するエレベーターが設置されている建築物で、<u>当該エレベーターのうち少なくとも一のもの</u>の配置及び構造が判断事項(平成6年9月27日付建設省告示第1987号の「第二誘導的基準」の「四 昇降機」に定める事項をいう。以下47の2 - 4において同じ。)の二に掲げる事項を満たし、かつ、他のエレベーターの構造が判断事項の二又は三に掲げる事項を満たすものを設置している建築物に限られる</p>

注1 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する計画に係る特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係る昇降機は措置法令第29条の5第6項第2号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第47条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。

2 措置法令第29条の5第6項第2号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の昇降機ごとに定める事項に適合するものであることに留意する。

(1) 本文の一以上設置すべきこととされる昇降機

イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第12条第5項及び第6項に規定する事項

ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第3項に規定する事項及び同規則第12条第6項（視覚障害者が利用する昇降機に限る。）に規定する事項

(2) (1)の昇降機以外の昇降機

イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項及び同規則第12条第4項に規定する事項

ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項

ことに留意する。

注 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する認定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第29条の5第6項に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第47条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。

十五 第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫）</p> <p>48 - 2措置法令第29条の6第2項第1号又は第2号.....</p> <p>.....</p> <p>（注）.....</p> <p>（貯蔵槽倉庫）</p> <p>48 - 3 措置法令第29条の6第2項第4号.....</p> <p>（1）.....</p> <p>（2）.....</p>	<p>（公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫）</p> <p>48 - 2措置法令第29条の6第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ.....</p> <p>（注）.....</p> <p>（貯蔵槽倉庫）</p> <p>48 - 3 措置法令第29条の6第2項第1号二.....</p> <p>（1）.....</p> <p>（2）.....</p>

48

十六 第56条（特定都市鉄道整備準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算）</p> <p>56 - 2措置法第56条第3項から第5項まで又は第6項第1号.....</p> <p>（適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し）</p> <p>56 - 3措置法第56条第4項.....</p>	<p>（整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算）</p> <p>56 - 2措置法第56条第2項から第4項まで又は第5項第1号.....</p> <p>（適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し）</p> <p>56 - 3措置法第56条第3項.....</p>